

議案第39号

つくば市政治倫理審査会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 6 月 11 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市政治倫理審査会条例の一部を改正する条例

つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民」を「市民で地方行政に関し優れた識見を有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例による改正後のつくば市政治倫理審査会条例第3条第2項の規定に基づき最初に任命される審査会の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （審査会委員の選任等） 第3条（略） 2 委員は、法律又は会計に関する専門的知識を有する者及び <u>市民で地方行政に關し優れた識見を有する者</u> （任命しようとする日の直近のつくば市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）のうちから、議会の同意を得て、市長が任命する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 4 （略） 第4条（以下略）	第1条・第2条（略） （審査会委員の選任等） 第3条（略） 2 委員は、法律又は会計に関する専門的知識を有する者及び <u>市民</u> _____（任命しようとする日の直近のつくば市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）のうちから、議会の同意を得て、市長が任命する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 4 （略） 第4条（以下略）